

地盤工学研究発表会中止時の対応要領

理事会決定 平成30年 3月16日

(目的)

第1条 この要領は、天災等の不測の事態により、地盤工学研究発表会（以下「発表会」）を中止する場合の対応を定めることを目的とする。ただし、「中止」とは一部中止などの大幅な変更を含むものとする。また、「発表会」とは、研究発表を主体とし、特別講演会、交流会、見学会、その他の関連する行事を含むものとする。

(中止の決定)

第2条 発表会の中止は、実行委員長、調査・研究部長、正副会長が協議し、決定する。

(連絡方法)

第3条 発表会の中止について、以下の方法で連絡する。

- (1) 地盤工学会ホームページに中止の決定を掲載する。
- (2) 発表申し込み者、発表者以外の参加申し込み者、会員に電子メールを配信し、中止の連絡をする。ただし、事務局が被災するなど不測の事態の場合は、メール配信を省略する。
- (3) 中止に関連する問い合わせ先は、学会事務局（本部）とする。

(投稿原稿)

第4条 原稿提出締切後に発表会の中止が決定した場合は、講演集を発行する。講演集に掲載された原稿は、全て既発表とみなす。

(延期ないし時間変更)

第5条 中止した発表会は、延期や時間変更を行わない。

(経費)

第6条 発表申し込み者、発表者以外の参加申し込み者には、講演集を配布し、発表申し込み料、参加料の返金は原則として行わない。

- 2 発表申し込み料、参加料を除く、見学会、交流会等の参加料、技術展示出展料の返金については、実行委員会と学会本部の関係部会が協議し、理事会において決定する。

(優秀論文発表者賞)

第7条 優秀論文発表者賞の審査・表彰は、全日程中止となった場合は行わず、一部中止となった場合は口頭発表がなされたものに限って行う。

(改定)

第8条 本要領の改定は、調査・研究部において行い、理事会で決定する。

附則

この要領は、平成30年3月16日から施行する。